



富労発雇均 1101 第 2 号
令和元年 11 月 1 日

一般社団法人 富山県経営者協会
専務理事 矢坂 信幸 殿

富山労働局長



富山県働き方改革に関する政労使協議会が今後 3 年間に
取り組む工程表の送付について

日頃より、労働行政の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る 10 月 25 日（金）に開催しました「富山県働き方改革に関する政労使協議会」（以下「協議会」という。）には、ご多用中にもかかわらずご出席いただき、誠にありがとうございました。おかげさまで、協議会構成員が一体となり、「働き方改革」を進めていくための今後の取組内容・方向性について「富山県働き方改革に関する政労使協議会が今後 3 年間に取り組む工程表」（以下「工程表」という。）として取りまとめることができました。

つきましては、協議会において取りまとめた工程表を別添のとおり送付いたしますので、会員企業等に周知いただくとともに、工程表に基づいた働き方改革の推進にご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

富山県働き方改革に関する政労使協議会が今後3年間に取り組む工程表

法律施行
スケジュール

中小企業 ① 年5日の年次休暇取得の義務化
② 労働時間の状況の把握義務

平成31年4月～

大企業 ① ② ③

③ 時間外労働の上限規制

令和2年4月～

④ 不合理な待遇差の禁止

令和3年4月～

1 年5日の年次休暇取得の義務化
○年次休暇が年10日以上ある労働者について5日は必ず取得(平成31年4月以降年10日以上発生する年次有給休暇に適用)

2 労働時間の状況の把握義務
○すべての労働者について、労働時間の状況を把握

3 時間外労働の上限規制
○時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間
○臨時的な特別な事情がある場合(年6回まで)
・時間外労働年720時間以内
・時間外労働+休日労働月100時間未満かつ複数月(2~6か月)平均で80時間以内

4 不合理な待遇差の禁止
○同一企業内で、正社員と非正社員との間で、賃金や賞与などの不合理な待遇差が禁止
○非正社員から正社員との待遇差について説明を求められた場合、待遇差の内容や理由を説明する義務
※派遣労働者については令和2年4月から適用

「働き方改革」の推進に係る各構成員の令和3年度までの主な取組

富山県経営者協会

- 会員企業を対象としたセミナーや講演会の開催
- 経営課題調査等による情報発信

富山県商工会議所連合会

- 会員企業を対象としたセミナーの開催
- 専門家による相談会及び専門家派遣による個別支援の実施

富山県商工会連合会

- 専門家派遣事業の実施
- 「時間外労働助成金(団体推進コース)」を活用した働き方改革の推進

富山県中小企業団体中央会

- 会員企業を対象としたセミナーや業種別組合を対象とした研修会の開催
- 専門家を活用し働き方改革について指導

日本労働組合連合会富山県連合会

- 春季生活闘争や学習会における取組
- Action! 36の展開、電話相談の実施、事例集の作成・配布

富山県信用金庫協会

- 労務に関する専門家の紹介
- 各種補助金・助成金の案内や店舗への資料配置

北陸税理士会富山県支部連絡協議会

- 会員を対象とした研修会の開催
- 顧問先企業等への働き方改革関連法の周知

富山県社会保険労務士会

- 商工団体等と連携したセミナーの開催や相談員派遣の実施
- 個別企業への専門家派遣

富山県よろず支援拠点 富山産業保健総合支援センター

- セミナーや個別相談会の開催
- 働き方改革関連法セミナーの開催

富山県

- 働き方改革県民運動や、イクボス企業同盟とやま、出前講座の実施
- 働き方改革関連法に係る相談への対応

中部経済産業局

- 「しわ寄せ」防止のための総合対策の取組
- 発注者への働き方改革の働きかけ

富山労働局

- 中小企業事業主への個別支援
- 働き方改革集中啓発期間の取組
- 特別相談窓口の設置